

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道大野東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字西平字横道三〇〇五番一地先から同郡同町大字西平字横道二九九五番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年六月十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月十三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一五〇・〇メートル。</p>